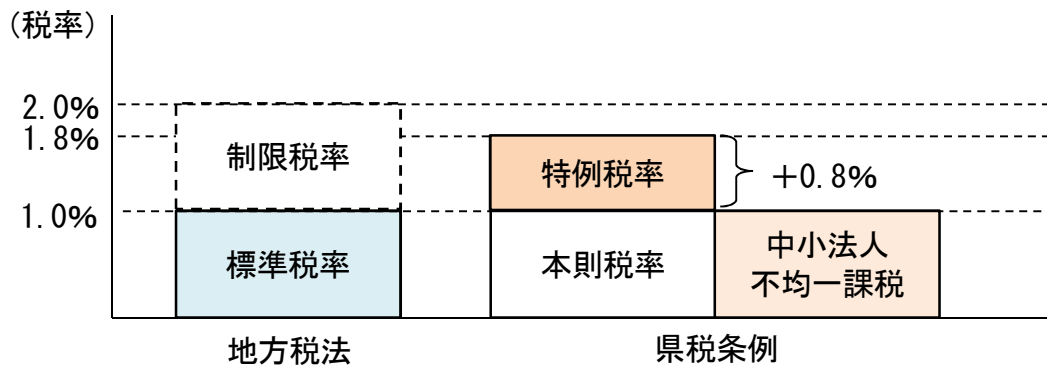


法人県民税法人税割の税率の特例(超過課税) および中小法人等に対する不均一課税の概要

特例措置の内容

- 地方税法上、法人県民税法人税割の税率は、標準税率が 1.0%、制限税率が 2.0%(令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度については、標準税率 3.2%、制限税率 4.2%) となっている。
- 本県では、滋賀県税条例の本則において、法人県民税法人税割の税率を標準税率と同じ 1.0%と定めている。
- しかし、県税収入確保の観点から、滋賀県税条例の付則において、令和 3 年 1 月 31 日までに終了する事業年度について、法人県民税法人税割の税率を 1.8% (本則税率+0.8%) とする特例措置を設けている。
- 併せて、中小法人(資本金 1 億円以下かつ法人税額 5,000 万円以下の法人) については、本則税率相当まで税負担を軽減する不均一課税を実施している。



適用実績

年度	法人県民税額 ① (百万円)	法人税割額 ② (百万円)	②の対 前年比 (%)	超過課税額 ③ (百万円)	③/② (%)	③/① (%)	超過課税額計 [5年毎] (百万円)
S51	2,609	2,593		391	15.1	15.0	2,475
S52	2,912	2,877	110.9	393	13.7	13.5	
S53	3,207	3,140	109.1	453	14.4	14.1	
S54	4,246	4,157	132.4	623	15.0	14.7	
S55	5,026	4,935	118.7	615	12.5	12.2	
S56	5,500	5,401	109.4	830	15.4	15.1	5,116
S57	5,382	5,274	97.7	828	15.7	15.4	
S58	5,896	5,719	108.4	903	15.8	15.3	
S59	8,022	7,596	132.8	1,212	15.9	15.1	
S60	8,944	8,408	110.7	1,343	16.0	15.0	
S61	7,619	7,070	84.1	1,118	15.8	14.7	7,494
S62	8,246	7,677	108.6	1,214	15.8	14.7	
S63	10,852	10,244	133.4	1,633	15.9	15.0	
H元	11,609	10,971	107.1	1,758	16.0	15.1	
H2	11,734	11,028	100.5	1,771	16.1	15.1	
H3	10,439	9,686	87.8	1,220	12.6	11.7	5,119
H4	8,966	8,179	84.4	1,073	13.1	12.0	
H5	8,231	7,425	90.8	970	13.1	11.8	
H6	8,106	7,078	95.3	926	13.1	11.4	
H7	9,210	7,087	100.1	930	13.1	10.1	
H8	11,070	8,865	125.1	1,079	12.2	9.7	4,792
H9	10,755	8,831	99.6	1,063	12.0	9.9	
H10	8,726	7,460	84.5	885	11.9	10.1	
H11	8,093	6,800	91.1	808	11.9	10.0	
H12	9,166	7,848	115.4	956	12.2	10.4	
H13	9,551	8,178	104.2	1,003	12.3	10.5	4,076
H14	6,621	5,290	64.7	605	11.4	9.1	
H15	7,760	6,401	121.0	757	11.8	9.8	
H16	8,223	6,856	107.1	810	11.8	9.9	
H17	8,935	7,546	110.1	901	11.9	10.1	
H18	11,068	9,631	127.6	1,186	12.3	10.7	5,225
H19	12,631	11,058	114.8	1,364	12.3	10.8	
H20	11,256	9,699	87.7	1,199	12.4	10.7	
H21	5,694	4,162	42.9	598	14.4	10.5	
H22	8,710	7,117	171.0	877	12.3	10.1	
H23	9,128	7,516	105.6	915	12.2	10.0	3,944
H24	7,612	6,006	79.9	710	11.8	9.3	
H25	7,687	6,070	101.1	725	11.9	9.4	
H26	8,889	7,258	119.6	880	12.1	9.9	
H27	7,460	5,831	80.3	714	12.2	9.6	
H28	6,457	4,781	82.0	686	14.3	10.6	2,951
H29	7,224	5,547	116.0	1,148	20.7	15.9	
H30	8,002	6,303	113.6	1,117	17.7	14.0	
合計	347,473	301,600		41,192	13.7	11.9	41,192

全国の状況

① 法人県民税法人税割の超過課税実施団体

46 団体（静岡県以外）

② 超過税率（標準税率との差）

+0.8%： 44 団体（滋賀県を含む）

+1.0%： 2 団体（東京都、大阪府）

③ 不均一課税の要件（軽減税率の適用要件）

（1） 資本の要件

[資本金]

3 億円以下： 1 団体（京都府）

2 億円以下： 1 団体（神奈川県）

1 億円以下： 41 団体（滋賀県を含む）

2,000 万円以下： 1 団体（広島県）

[資本金等の額]

1 億円以下： 2 団体（山形県、茨城県）

（2） その他の要件

[法人税額]

5,000 万円以下： 1 団体（滋賀県）

4,000 万円以下： 1 団体（神奈川県）

2,000 万円以下： 2 団体（大阪府、兵庫県）

1,600 万円以下： 1 団体（京都府）

1,500 万円以下： 2 団体（愛知県、岡山県）

1,000 万円以下： 38 団体

[従業者数]

300 人以下： 1 団体（山梨県）

今後の財政収支見通しについて
(令和元年8月再試算結果(令和元年9月一部修正))

1 収支見通し 歳入・歳出とも収支改善の取組反映前の額

(1) 収支見通しの状況

(億円)

ベースラインケース		R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
歳入	県税	1,705	1,771	1,802	1,824	1,850	1,871	1,894	1,917
	地方交付税	1,130	1,109	1,062	1,032	1,008	991	971	961
	県債(通常分)	671	756	689	721	640	630	653	625
	臨財債	251	256	267	273	271	259	255	260
	その他	1,829	1,986	1,948	1,927	1,933	1,976	1,974	1,966
	計 A	5,335	5,622	5,501	5,504	5,431	5,468	5,492	5,469
歳出	義務的経費	3,039	3,072	3,124	3,128	3,140	3,115	3,081	3,072
	人件費	1,673	1,683	1,691	1,677	1,665	1,657	1,628	1,622
	扶助費	593	622	639	656	674	693	713	734
	公債費	773	767	794	795	801	765	740	716
	投資的経費	805	947	785	806	726	721	741	703
	その他	1,581	1,699	1,767	1,772	1,775	1,823	1,804	1,806
	計 B	5,425	5,718	5,676	5,706	5,641	5,659	5,626	5,581
財源不足額 A-B C		90	96	175	202	210	191	134	112
(参考) 一般財源総額		3,369	3,422	3,383	3,383	3,387	3,382	3,384	3,406

成長実現ケース		R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
歳入	県税	1,705	1,771	1,817	1,860	1,920	1,981	2,046	2,114
	地方交付税	1,130	1,099	1,052	1,012	968	931	881	841
	県債(通常分)	671	757	690	722	643	633	657	630
	臨財債	251	257	268	274	274	262	259	265
	その他	1,829	1,986	1,955	1,946	1,968	2,030	2,051	2,064
	計 A	5,335	5,613	5,514	5,540	5,499	5,575	5,635	5,649
歳出	義務的経費	3,039	3,072	3,124	3,128	3,142	3,120	3,090	3,087
	人件費	1,673	1,683	1,691	1,677	1,665	1,657	1,628	1,622
	扶助費	593	622	639	656	674	693	713	734
	公債費	773	767	794	795	803	770	749	731
	投資的経費	805	947	785	806	726	721	741	703
	その他	1,581	1,699	1,773	1,785	1,800	1,863	1,860	1,878
	計 B	5,425	5,718	5,682	5,719	5,668	5,704	5,691	5,668
財源不足額 A-B C		90	105	168	179	169	129	56	19
(参考) 一般財源総額		3,369	3,413	3,391	3,405	3,429	3,449	3,471	3,514

県税、交付税、譲与税、特例交付金、臨財債、地方消費税清算金の歳入合計から歳出の地方消費税清算金、税交付金を控除した額

(2) 財源不足の状況

(億円)

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
ベースラインケース(再掲)	90	96	175	202	210	191	134	112
成長実現ケース(再掲)	90	105	168	179	169	129	56	19
中間値	90	101	172	191	190	160	95	66
累計	90	191	363	554	744	904	999	1,065
前回再試算(H31.3) 中間値	90	94	140	152	151	124	67	32
累計	90	184	324	476	627	751	818	850
比較 -	0	7	32	39	39	36	28	34
累計	0	7	39	78	117	153	181	215

2 概要および増減理由

令和元年度当初予算を基本として、7月に公表された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」や、前回再試算(平成31年3月)以降の状況変化等を反映した結果、令和元年度から令和8年度までの財源不足額(中間値)の累計は、1,065億円と見込まれる。

(1) 前回の再試算からの主な増減理由

- ・ 前回再試算の令和元年度から令和8年度までの財源不足額は850億円であり、215億円財源不足額が拡大した。
- ・ 内閣府の中長期試算では、前回の試算(平成31年1月)から以下のとおり修正され、この影響などにより財源不足額は全体で約99億円拡大した。

項目	中長期試算	県の収支見直しにおける関連項目	収支への影響
名目GDP成長率	下方修正	県税・地方交付税(歳入)、税交付金(歳出)	悪化
名目長期金利	下方修正	公債費(歳出)	改善

- ・ 臨時・非常勤職員の任用の適正化および会計年度任用職員に関する制度導入により、期間中、約164億円の歳出増(国庫等の歳入を除く。また、うち53億円は地方交付税の歳入増を見込む)。

(2) 財源不足(1,065億円)の主な要因

令和元年度当初予算における財源不足額	90億円(令和8年度まで継続)	累計720億円)
社会保障関係費の増加見込額(一般財源ベース)		累計695億円
大規模事業に係る増加見込額(")		累計87億円
臨時・非常勤職員の任用の適正化および会計年度任用職員に関する制度導入による増(")		累計164億円
を除く人件費の減少見込額(")		累計245億円
一般財源総額の増(歳入)		累計328億円

3 財源不足への対応

現行の「行政経営方針(令和元~4年度)」の期間中は、各年度、17億円~39億円の収支改善に取り組み、なお残る財源不足については、財源調整的な基金の取り崩しや県債の発行により対応することで毎年度の収支均衡を図ることとしている。

令和5年度以降の財源不足については、次期行政経営方針の検討の中で、さらなる収支改善の取組も含めて、対応を検討する。

【収支改善目標】

(単位:億円)

		R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)
財源不足額(一般財源)		90	101	172	191
収支改善目標	収支改善による対応	17	18	39	22
	歳入確保による対応	7	5	24	5
	歳出見直しによる対応	10	13	15	17
	財源調整的な基金・県債による対応 (財政調整基金、県債管理基金、行政改革推進債)	73	83	133	169
計		90	101	172	191

(参考)

財源調整的な基金残高見込 (当初予算編成時点)	312 (138)	309 (274)	250 (215)	160 (125)
臨時財政対策債を除く県債残高見込	6,529	6,609	6,589	6,589

参考資料

(財政収支見通しの試算の前提条件)

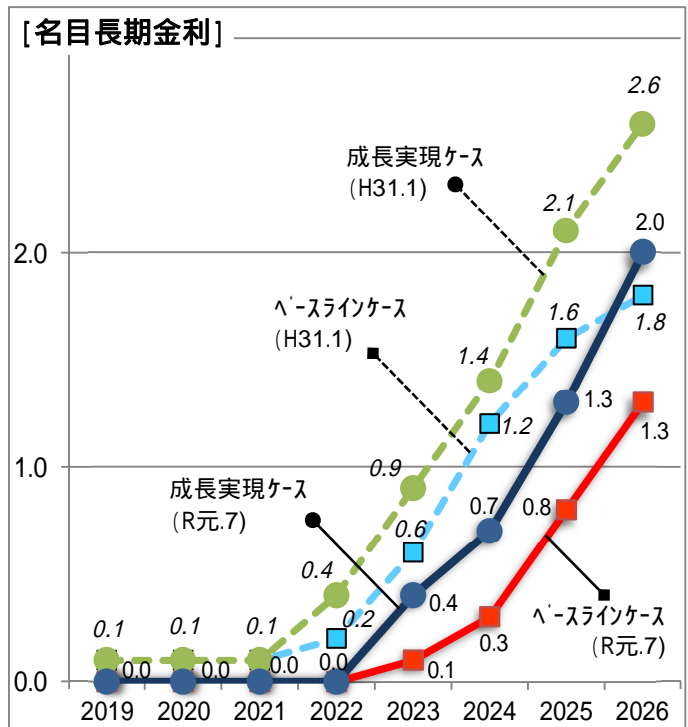
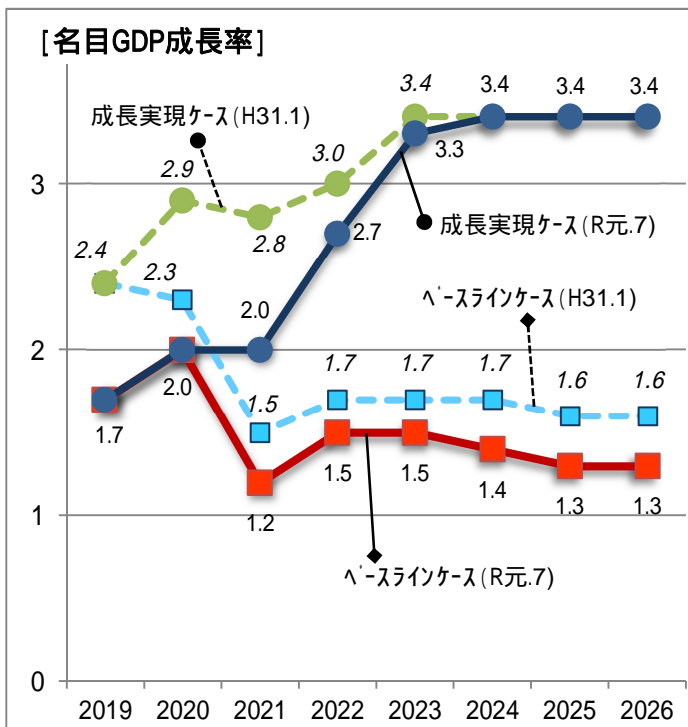
全体	財政収支見通しの期間は、令和元(2019)年度から令和8(2026)年度までの期間 令和元年7月の内閣府試算に合わせ、「ベースラインケース」と「成長実現ケース」の2つのケースで試算 以下の個別試算している項目以外は、令和元当初予算を基本に計上																												
歳入	県税	令和元当初予算をベースに内閣府試算の名目GDP成長率(下記)を踏まえて試算 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2019(H31)</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>2026</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベースライン</td> <td>1.7%</td> <td>2.0%</td> <td>1.2%</td> <td>1.5%</td> <td>1.5%</td> <td>1.4%</td> <td>1.3%</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>成長実現</td> <td>1.7%</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> <td>2.7%</td> <td>3.3%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> </tr> </tbody> </table> 消費税率は、令和元年10月に10%へ引き上げられる想定で試算		2019(H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	ベースライン	1.7%	2.0%	1.2%	1.5%	1.5%	1.4%	1.3%	1.3%	成長実現	1.7%	2.0%	2.0%	2.7%	3.3%	3.4%	3.4%	3.4%
		2019(H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026																				
ベースライン	1.7%	2.0%	1.2%	1.5%	1.5%	1.4%	1.3%	1.3%																					
成長実現	1.7%	2.0%	2.0%	2.7%	3.3%	3.4%	3.4%	3.4%																					
地方交付税	令和元当初予算をベースに次の条件により試算 (需要) 事業費補正・公債費は算入見込額、その他の費目は内閣府試算の地方歳出総額の伸び率や本県の人口推計等を基に試算 (収入) 県税の伸び率を基に試算(県税との差は、後年度精算額として計上)																												
国庫支出金・県債・基金	大規模事業など歳出を個別に積算しているものの財源は、歳出に合わせて個々に積算、その他は令和元当初予算と同額 臨財債は、財源不足に係る国・地方折半分と既往債の償還分に分けてそれぞれ試算																												
歳出	人件費	令和元当初予算をベースに今後の年齢構成の変動等を勘案して積算 国スポ等では、組織体制について、一定の増員を反映																											
	大規模事業等	現時点で判明している情報を基に、年度間の金額の変動が大きい大規模事業を抽出し、個別に所要見込額を積算																											
	社会保障費	令和元当初予算をベースに過去の伸び率や今後の人口動態等を基に積算																											
	公債費	既往債の償還予定額や今後の投資的経費の見込みを踏まえて所要額を試算 (今後発行する県債の金利は、内閣府試算の名目長期金利等を参考に設定)																											

(内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(令和元年7月公表))

「中長期の経済財政に関する試算」(令和元年7月)では、前回(平成31年1月)試算後の経済・財政の動向を反映し、国の令和元年度予算等や足下の財政状況等を反映し、以下の2つのケースで比較考量

「ベースラインケース」：経済成長率は中長期的に名目1%台半ば程度を見込む

「成長実現ケース」：潜在成長率の上昇とともに2020年代前半に名目3%程度を上回る成長率を見込む



財政収支見通しの再試算（R元.8）における大規模事業等の状況

1 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会関係（R元.9修正）

（単位:億円）

施設名・事業名	前回 (H31.3)	再試算 (R元.8)		備考
	想定事業費 (全体)	想定事業費 (全体)	収支見通し期間 (R元～R8)	
(仮称)彦根総合運動公園	200	213	184	H26～H30:29億円
新県立体育館(施設整備)	90	90	41	H26～H30:2億円、 R9～R18:47億円(PFI方式による実施のためR18まで)
琵琶湖漕艇場	10	10	10	管理棟・艇庫改築、コース改修
長浜バイオ大学ドーム	4	4	2	人工芝張替等 H29～H30:2億円
ウカルちゃんアリーナ(解体)	6	6	6	
伊吹運動場	4	4	3	人工芝張替、散水設備改修等 H30:1億円
プール(施設整備)	65	65	18	草津市の基本計画における概算整備費を踏まえた所要見 込額(PFI方式による事業実施を想定) 整備費(95億円)×2/3(飛び込み10/10) R9～R19:47億円(PFI方式による実施のためR19まで)
市町競技施設整備費補助金	19	19	17	先催県の平均額で試算(各施設の改修等の規模が明らか になれば修正) H29～H30:2億円
開催経費 (開閉会式、市町運営支援等)	67	67	66	先催県の平均額で試算 H26～H30:1億円
競技力向上対策費	32	32	26	先催県の状況を踏まえた所要見込額 H26～H30:6億円
大会に向けた人員体制整備	14	14	14	先催県の平均的な体制で試算 R元の本県の体制(31人) 開催年(100人程度)
計	511	524	387	

[注]プール(施設整備)は、現時点での県の試算額であり、今後の草津市との調整を踏まえて異動することがある

2 その他の主な大規模事業等について

（単位:億円）

施設名・事業名	前回 (H31.3)	再試算 (R元.8)		備考
	想定事業費 (全体)	想定事業費 (全体)	収支見通し期間 (R元～R8)	
美術館整備(施設整備費)	12	12	12	近代美術館老朽化対策改修 (新生美術館整備(47億円)から方針を見直し) 全体の想定事業費については、R2年度に基本計画を見 直す中で再算定を行う
希望が丘文化公園大規模改修	18	18	18	陸上競技場改修、球技場人工芝化、スポーツ会館改修等
びわ湖ホール大規模改修	64	64	63	舞台照明・音響および特定天井改修、アメニティ機能向上、 老朽化対策等 R9:1億円
プール(運営費)	年間2億円程度	年間2億円程度	7	草津市の基本計画における概算運営費を踏まえた所要見 込額(PFI方式による事業実施を想定) 運営費(2.5億円/年)×2/3(飛び込み10/10)
全国植樹祭開催	7	7	7	会場設営、式典運営等
近江学園(施設整備費)	40	40	33	(PFI方式による事業実施を想定) 施設建替 R9～R19:7億円 別途、維持管理(0.4億円/年程度)
県立学校空調整備賃借	48	48	29	設備リース料 R9～R14:19億円
小児保健医療 センター機能 再構築関係	小児保健医療 センター (一般会計からの繰出金 総額は現行水準を維持)	〔 一般会計からの繰出金 総額は現行水準を維持 〕		建築工事、既存建物解体
	療育部	14	14	建築工事、既存建物解体
	守山養護学校	9	9	建築工事、既存建物解体
県立大学施設・設備整備	年間6億円程度	年間6億円程度	53	

[注]プール(運営費)は、現時点での県の試算額であり、今後の草津市との調整を踏まえて異動することがある

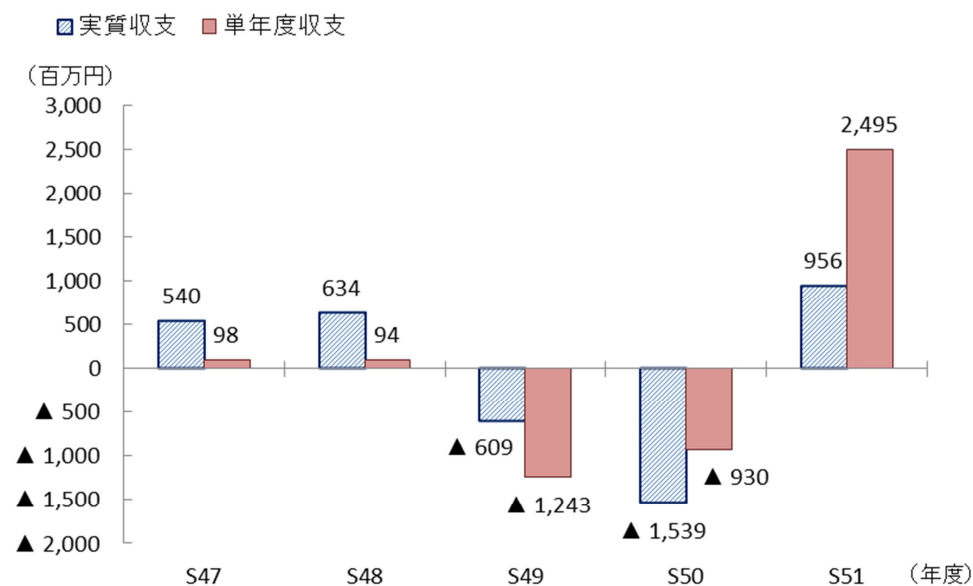
法人県民税法人税割の税率の特例(超過課税)および 中小法人等に対する不均一課税の創設・改正の経緯等

超過課税の創設(昭和50年度)

1. 創設の理由

- 昭和50年度は、高度経済成長時代から低成長時代への転換期を迎え、税収が前年度より大幅に減少する一方で、行政需要は増加傾向にあったことから、借金財政、財政の硬直化が進むなど財政危機が深刻化していた。
- このような状況にあつて、自主財源の充実強化を図りつつ、本県経済の発展を期す等の目的で、住民の行政経費の一部負担をその主たる存立意義としている法人県民税の超過課税を行うこととした。

(参考) 実質収支・単年度収支の推移



2. 特例措置の内容とその理由

- 他の都道府県の当該実施税率との均衡も考慮し、制限税率である6.2%（標準税率+1.0%）によることとした。
- ただし、中小企業の保護、育成等の政策上の見地から、中小法人等（資本金が1億円以下の法人、その他の中小法人等であつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のもの）については、不均一課税（標準税率相当額で課税）を行うこととした。

(参考) 都道府県における法人税割超過課税の実施状況

都道府県	超過税率	超過課税の要件		適用年度
		資本金	法人税額	
兵庫県	6.2%	1億円超	400万円超	S49.10.1~S54.9.30
広島県	6.2%	1千万円超	280万円超	S50.4.1~S55.3.31
愛媛県	6.2%	1億円超	300万円超	S50.4.1~S55.3.31
愛知県	6.2%	1億円超	400万円超	S50.9.1~S55.8.31
新潟県	6.2%	1千万円超	210万円超	S50.8.1~S55.7.31
東京都	6.2%	1億円超	400万円超	S50.10.1~S50.9.30

※ 昭和50年度における超過課税検討資料より作成

3. 当時の議論等

- 経済団体からは、増収分の使途の明確化、県の節減努力、徴税の公平などを求める意見があり、これを受け、増収分について、経済界に恩恵があるよう流通対策や中小企業の振興などに活用することとして理解を求めた。
- 県議会からは、経済界の状況を考慮すること、使途を明確にすることなどを求める意見があった。
- 県が上程した条例案では、超過課税の対象となる法人税額要件を500万円超としていたところ、中小法人への配慮の観点から1,000万円超に修正して可決された。

4. 使途について

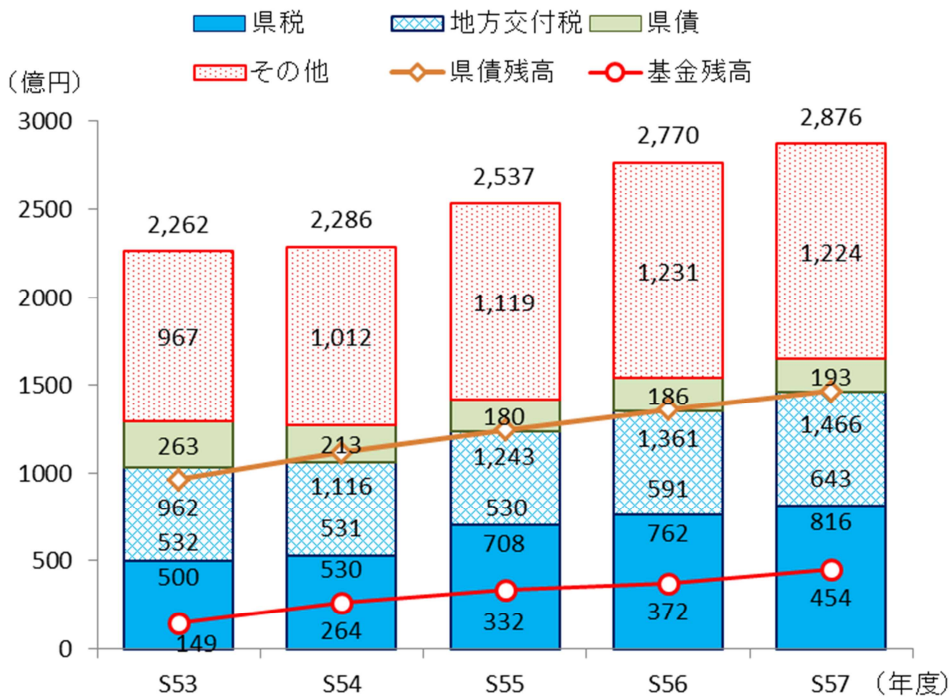
- 超過課税相当額は一般財源として収入し、創設以来、どの事業にいくら充当しているのか具体的に明示することはしていない。

超過課税の延長（昭和 55 年度）

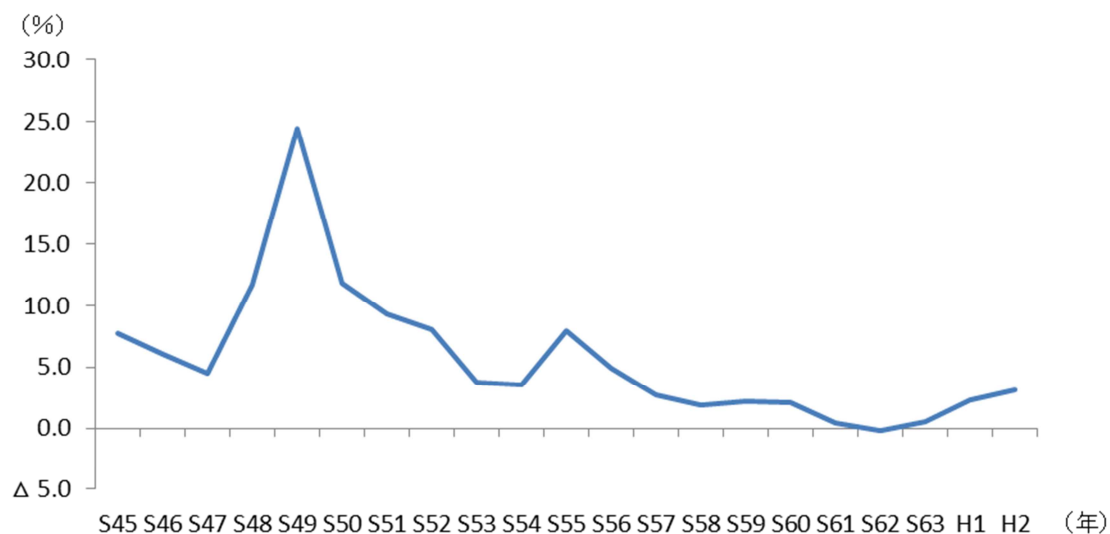
1. 延長の理由

- 経済の状況は、超過課税導入当時と比較して、やや好転しているように見えたものの、県財政は依然として公債依存的体質が続くなど厳しい状況にあった。
- また、経済の見通しについては、インフレと景気後退の併存が懸念されており、企業や消費者をとりまく環境は厳しいと予想された。
- このような中において、自主財源の確保を図るとともに、中小企業の振興や消費者保護のための施策の早急な実施を迫られており、そのためには引き続き相当の税財源の充実が必要であることから、適用期間を5年間延長することとした。

（参考）一般会計歳入決算額、県債残高および基金残高の推移

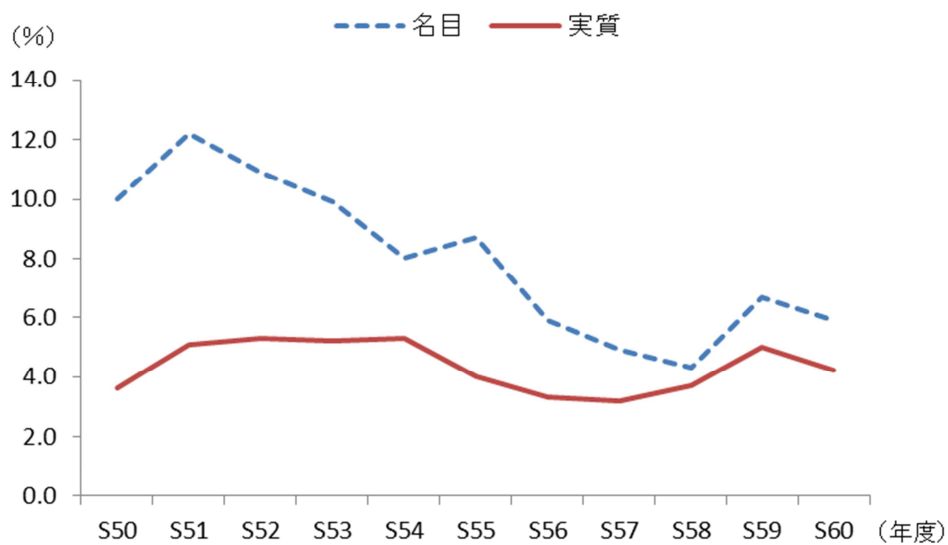


(参考) 消費者物価指数の推移 (全国・前年比)



※ 持家の帰属家賃を除く総合指数

(参考) 国民総生産の推移 (前年度比)



(出典) 経済白書 (経済企画庁)

2. 当時の議論等

- 経済界や県議会から大きな反対の意見は出てこなかった。
- 超過課税の適用要件の見直しについては特に議論はされなかった。

超過課税の延長（昭和 60 年度）

1. 延長の理由

- 地域経済活性化事業、本県の特性を生かした教育・文化施設の整備、本県独自の課題である琵琶湖を取り巻く環境保全対策などの主要施策を推進するための自主財源を確保する必要があることから、適用期間を5年間延長することとした。
- 超過課税の適用要件について、全国で最も採用の多かった法人税額 400 万円超（46 団体中 31 団体）にすることを検討したが、増収見込額が僅少であることから見送った。

（参考）超過課税額・法人数の試算

（単位：千円、社）

	対象法人		超過課税分税額		対象法人数		Aの内訳	
	資本金	法人税額	税額	現行との差額	法人数 A	現行との差	本県本店	他県本店
ケース1	1億円超	400万円超	1,157,495	28,673	2,664	607	987	1,677
ケース2	1億円超	800万円超	1,136,648	7,826	2,183	126	657	1,526
（現行） ケース3	1億円超	1,000万円超	1,128,822	—	2,057	—	581	1,476
ケース4	1億円超	2,000万円超	1,093,981	△ 34,841	1,682	△ 375	367	1,315

※ 昭和 60 年度における超過課税検討資料より作成

2. 当時の議論等

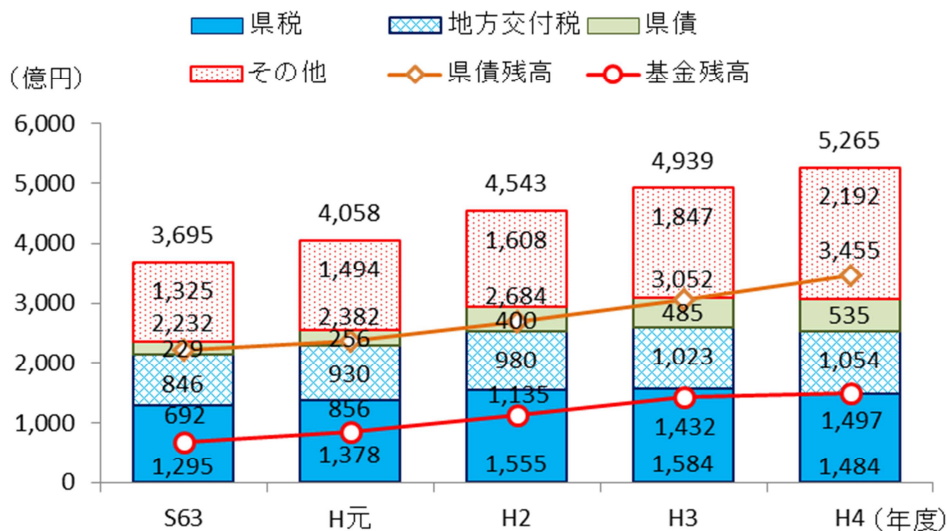
- 経済団体からは、県議会で審議を尽くした上で決まったということであればしかたがないが、超過課税について納得・了承しているわけではないとの意見があった。
- 県議会からは、超過課税の対象となる法人に対し、理解と協力を求めるよう意見があった。

超過課税の延長、税率の引下げ（平成2年度）

1. 延長の理由

- 湖国 21 世紀ビジョンの実現に向けて、経済活性化対策、環境保全対策、教育文化施設・社会福祉施設の整備、総合交通ネットワーク構想など主要な施策を推進するための財源を確保する必要があった。
- 県税収入は順調な推移を見せているものの、多額の地方債残高の存在等を考慮すれば、自主財源の充実が不可欠であることから、適用期間を5年間延長することとした。

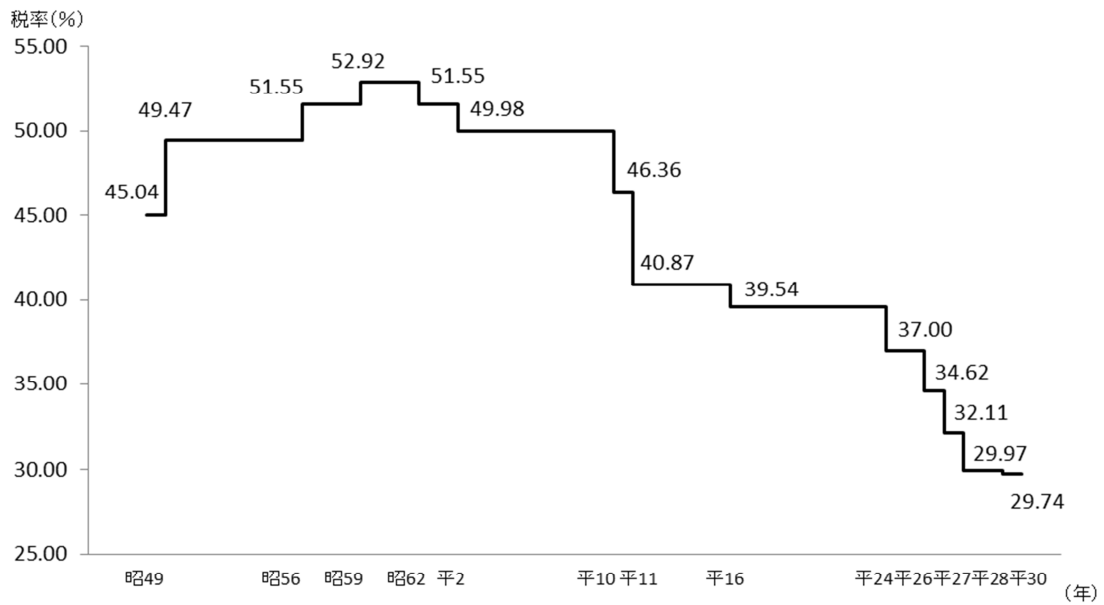
（参考）一般会計歳入決算額、県債残高および基金残高の推移



2. 税率引下げの理由

- 当時、国において企業の国際競争力を維持するために法人実効税率引下げの議論が行われ、平成2年度までに法人実効税率が 51.55%から 49.98%まで引き下げられた。
- 一方で、地方税において法人の超過課税が行われていると法人実効税率引下げの十分な効果が得られないとして、自治省の指導など超過課税見直しの圧力が強まり、他府県において超過課税の税率を引き下げる動きが相次いだ。
- 本県においても、国の税制との整合性や他府県の動向等を勘案して、超過課税の税率を 6.0%から 5.8%へと 0.2%引き下げることにした。

(参考) 法人実効税率(標準税率)の推移



(参考) 超過課税の税率の考え方

法人実効税率の下げ率により算定

$$49.98\% \quad \diagdown \quad 51.55\% \quad = \quad 0.9695$$

(引下げ後) (引下げ前) (実効税率の下げ率)

$$6.0\% \quad \times \quad 0.9695 \quad = \quad 5.817\% \quad \rightarrow \quad \boxed{5.8\%}$$

(超過税率) (下げ率)

3. 当時の議論等

- 県議会から大きな反対の意見はなかったが、儲けている企業には税を負担してもらおうべきとして税率引下げに反対する意見もあった。

超過課税の延長、法人税額要件の緩和（平成7年度）

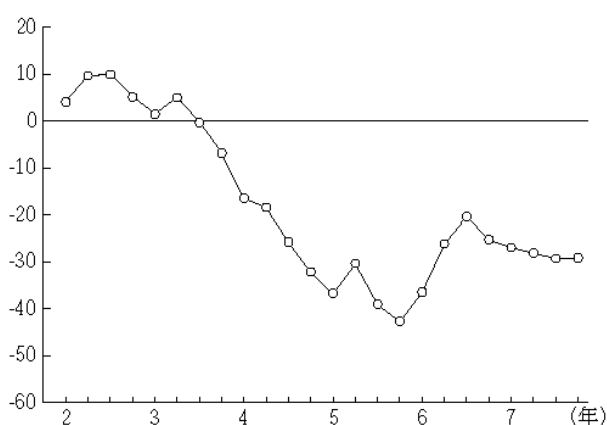
1. 延長の理由

- 経済活性化対策、環境保全対策、教育文化施設・社会福祉施設の整備、交通基盤の整備、生活環境の整備など主要な施策を推進するために必要な自主財源を確保する観点から、適用期間を5年間延長することとした。

2. 法人税額要件緩和の理由

- 当時、国において、諸外国に比べて法人実効税率が高いことが議論されており、法人税率の引き下げが決定される見込みであった。
(法人税率については、平成10年度に37.5%から34.5%に実施時期がずれこみ改正され、法人実効税率は49.98%から46.36%へと引き下げられた。)
- このことから、平成2年度の条例改正時と同様、超過課税見直しの圧力がかかってくることが予想された。
- また、当時の景気は弱含みの状況にあり、特に中小法人については、少なからず影響を受けている状況であった。
- このような状況から、制度創設以来見直しを行っていない法人税額の要件について、中小法人の税負担の一層の軽減の観点から、超過課税対象となる法人税額を1,000万円超から5,000万円超に緩和することとした。

(参考) 業況判断DIの推移（前年同期比）



(出典) 1996年(平成8年)版中小企業白書(中小企業庁)

3. 当時の議論等

- 税負担の軽減の方向性であることもあり、反対意見を表明する経済団体はなかった。

超過課税の延長（平成 12 年度）

1. 延長の理由

- 経済活性化対策、環境保全対策、教育文化施設の整備、社会福祉の実現、交通・情報基盤の整備、生活環境の整備など主要な施策を推進するために必要な自主財源を確保する観点から、適用期間を5年間延長することとした。
- 京都府において超過課税の資本金要件を1億円超から3億円超に引き上げることを検討されていた（平成13年4月1日以後終了する事業年度分から改正）ことを受け、本県においても資本金要件の見直しを検討したが、法人税額要件において既に全国で最も法人に有利な要件を設定しており、中小法人には十分配慮していると判断したことから見送った。

（参考）法人税割超過課税の適用要件（平成12年4月1日現在）

資本金		法人税額	道府県名
1億円超	または	5,000万円超	滋賀県
1億円超	または	2,000万円超	大阪府
1億円超	または	1,600万円超	神奈川県、京都府
1億円超	または	1,500万円超	愛知県、兵庫県、岡山県
1億円超	または	1,000万円超	東京都 他 35 団体
1億円超	または	400万円超	高知県
1億円超	または	(従業員数) 300人超	山梨県
2,000万円超	または	1,000万円超	広島県

2. 当時の議論等

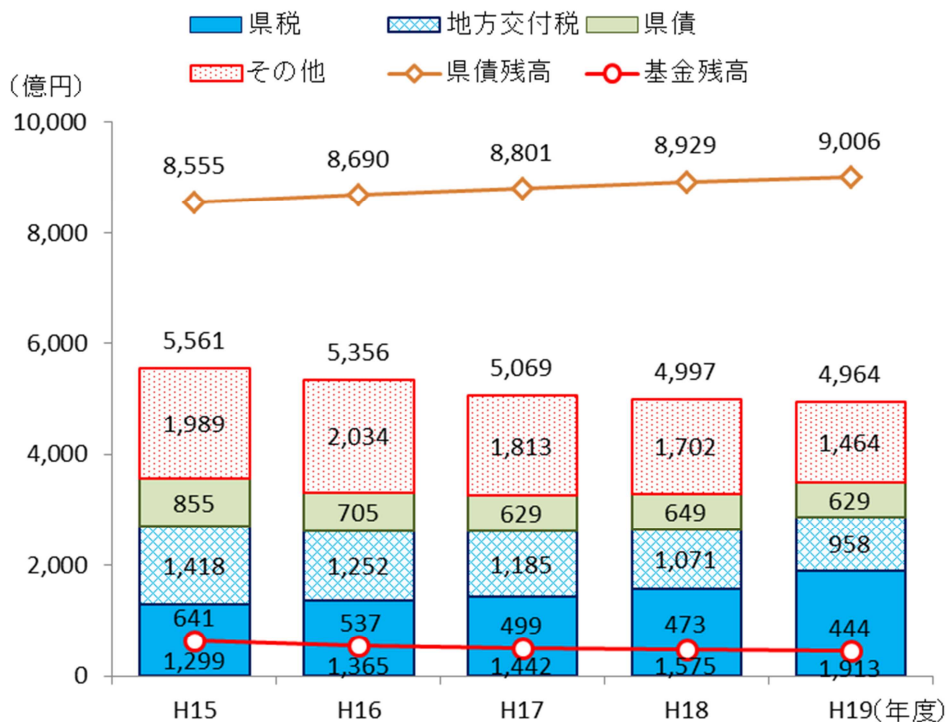
- 経済団体や県議会からは大きな反対の意見は出てこなかった。

超過課税の延長（平成 17 年度）

1. 延長の理由

- 交通・情報基盤の整備、新規成長産業の育成、防災体制の強化、福祉社会の実現、水環境保全の推進、環境配慮型のまちづくりなど主要な施策を推進するために必要な自主財源を確保する観点から、適用期間を5年間延長することとした。
- 超過課税の税率および適用要件については、琵琶湖森林づくり県民税の創設により企業に新たな負担を求めるタイミングであったこと、一方で、三位一体の改革により地方交付税が減少し、厳しい財政状況にあったことから、見直しを行わなかった。

（参考）一般会計歳入決算額、県債残高および基金残高の推移



2. 当時の議論等

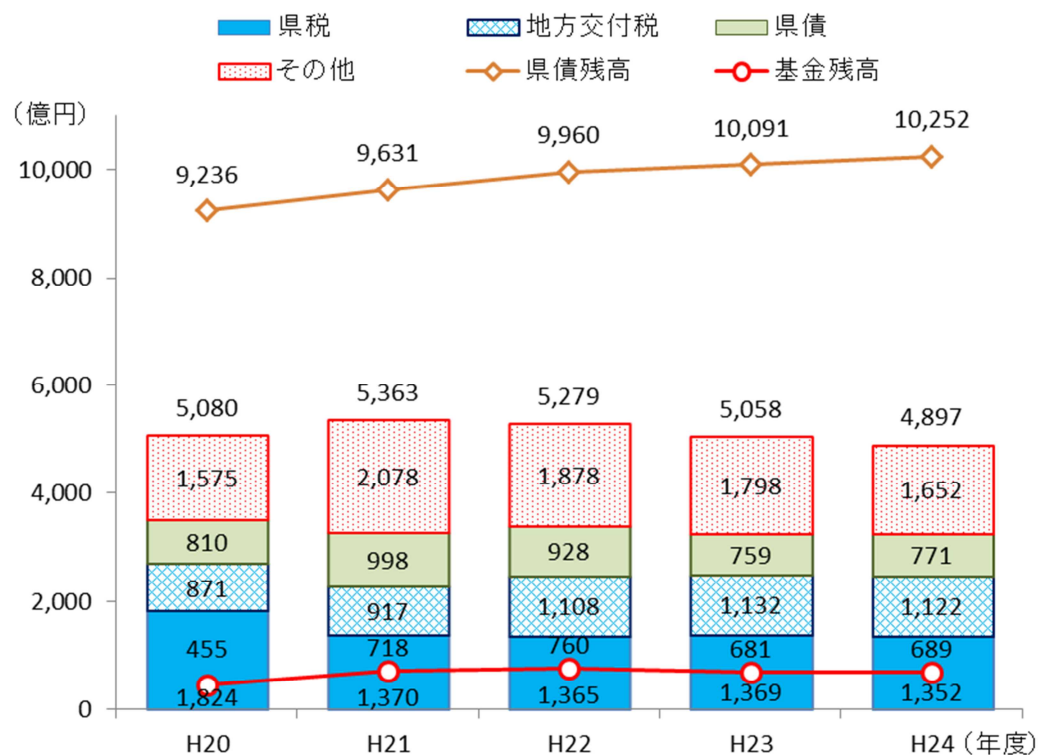
- 経済団体や県議会から大きな反対の意見は出てこなかった。

超過課税の延長（平成 22 年度）

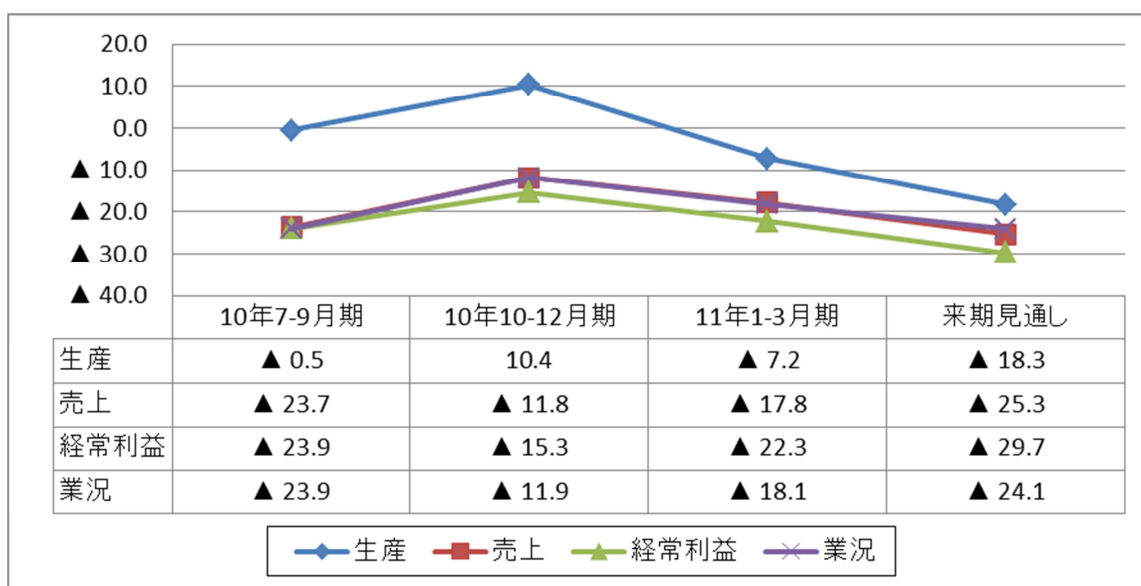
1. 延長の理由

- 財政状況が厳しい中、健康福祉の推進、産業の振興、雇用の安定、琵琶湖の保全の施策等を推進するため、財源の確保を図る観点から、適用期間を5年間延長することとした。
- 税率については、財源の充実が必要であり税率の引下げが困難であること、一方で、国における法人実効税率引下げの方向性や他府県の状況から税率引上げも困難であることから、見直しは行わなかった。
- 超過課税の適用要件については、中小法人の景気回復が遅れており、中小法人に更なる負担を求められる状況にないこと、一方で、適用要件を緩和しても影響額が僅少であることなどを理由に、見直しは行わなかった。

（参考）一般会計歳入決算額、県債残高および基金残高の推移



(参考) 県内中小企業の生産、売上、経常利益、業況の各DI



(出典) 景況調査 (平成 23 年 1 月～3 月期) (商工政策課)

(参考) 超過課税額・法人数の試算

(単位: 百万円、社)

	資本金	法人税額	超過課税相当額		法人数	
				増減		増減
現行	1億円超	5,000万円超	544	—	2,470	—
ケース1	1億円超	1,000万円超	606	62	3,214	744
ケース2	1億円超	2,000万円超	581	37	2,829	359
ケース3	1億円超	3,000万円超	563	19	2,647	177
ケース4	2億円超	1,000万円超	605	61	3,020	550
ケース5	2億円超	2,000万円超	579	35	2,611	141
ケース6	2億円超	3,000万円超	561	17	2,418	△ 52
ケース7	2億円超	5,000万円超	540	△ 4	2,220	△ 250
ケース8	3億円超	1,000万円超	605	61	2,932	462
ケース9	3億円超	2,000万円超	579	35	2,513	43
ケース10	3億円超	3,000万円超	560	16	2,311	△ 159
ケース11	3億円超	5,000万円超	538	△ 6	2,100	△ 370

※ 平成 22 年度における超過課税検討資料から作成

2. 当時の議論等

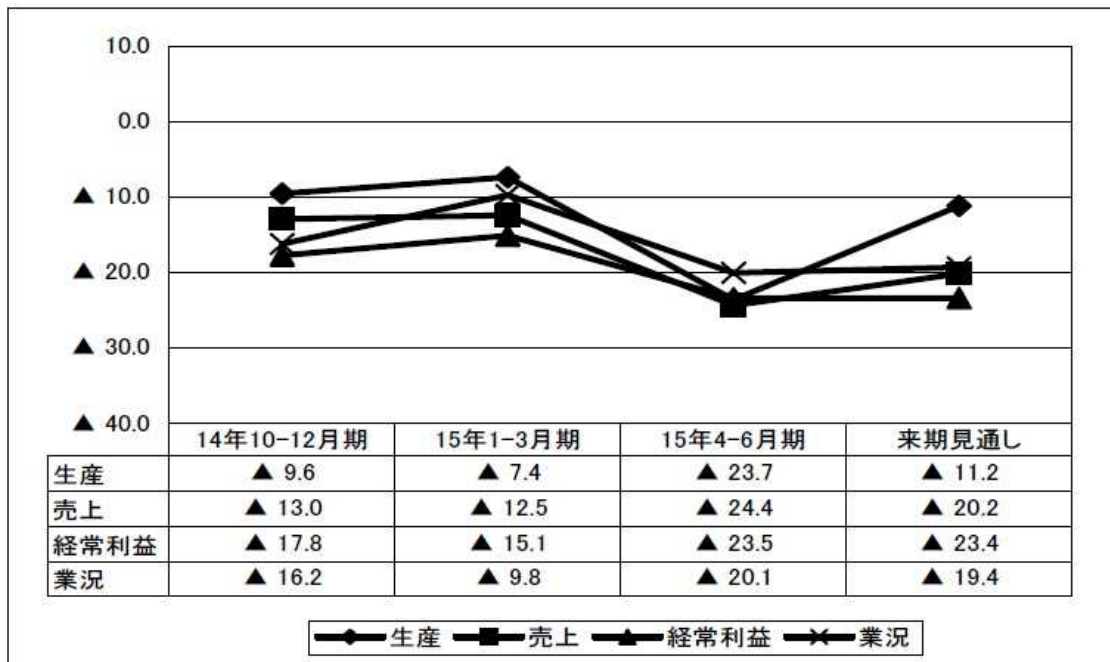
- 経済団体や県議会から大きな反対の意見は出てこなかった。

超過課税の延長（平成 27 年度）

1. 継続の理由

- 健康福祉の推進、産業の振興、雇用の安定、琵琶湖の保全の施策等を推進するため、財源の確保を図る観点から、適用期間を5年間延長することとした。
- 税率については、国における法人税率引下げの方向性や他府県の状況から税率引上げが困難であることから、見直しは行わなかった。
- 超過課税の適用要件については、景気改善の兆しは見られるものの中小法人全体への効果がまだ不十分であったことや、県の中小企業支援施策との整合性の観点から、見直しは行わなかった。

（参考）県内中小企業の生産、売上、経常利益、業況の各DI



（出典）景況調査（平成 27 年 4 月～6 月期）（商工政策課）

2. 当時の議論等

- 経済団体からは、エネルギーコストの増大により企業の負担が増加していることから超過課税を廃止すべきとの意見があったが、県民にとって必要な諸施策を推進していくためには、行財政改革を着実に進めるとともに、財源の充実確保を図ることが必要不可欠であることを説明し、理解を求めた。

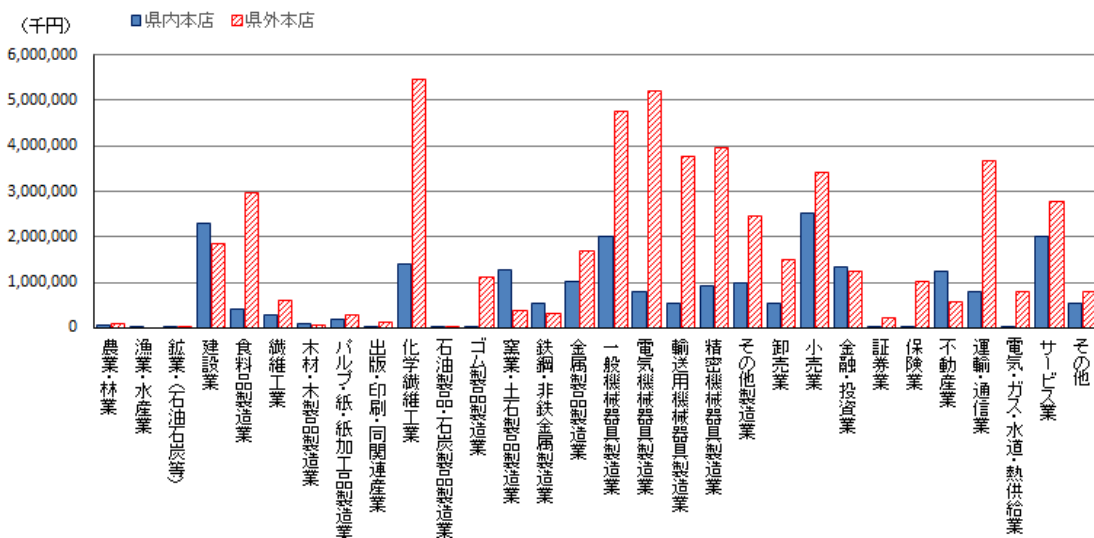
滋賀県における法人課税の現状および 超過課税の要件変更等の影響について

法人課税の現状

1. 法人課税全体の状況

- 平成 30 年度に申告があった法人県民税法人税割および法人事業税（地方法人特別税を含む）の調定額は 732 億円。
- 県内に本店を有する法人（以下「県内本店法人」という。）の調定額は 221 億円（30.2%）となっており、小売業、建設業、サービス業など、非製造業が上位を占めている。
- 県外に本店を有する法人（以下「県外本店法人」という。）の調定額は 511 億円（69.8%）となっており、化学繊維工業、電気機械器具製造業、一般機械器具製造業など、製造業が上位を占めている。

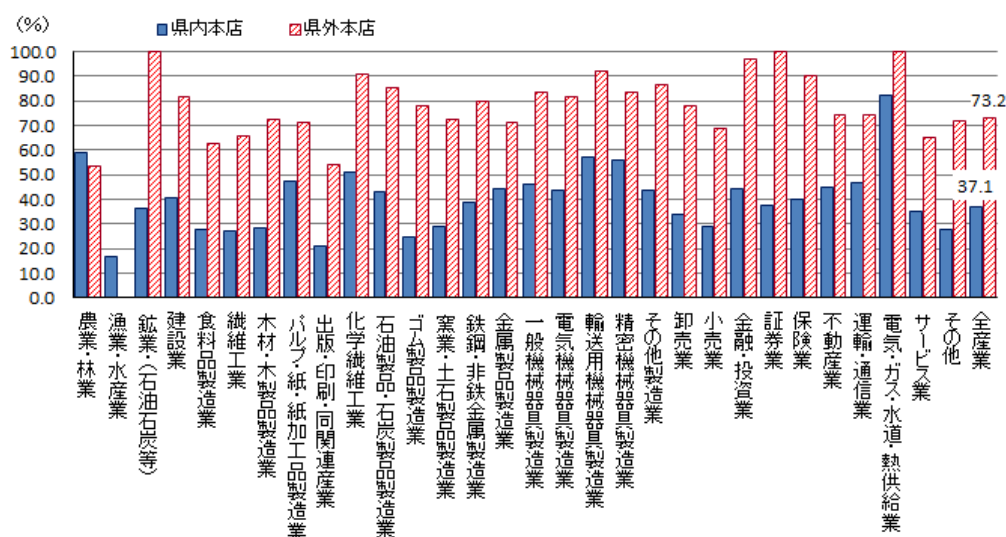
法人税割および事業税（地方法人特別税含む）の調定状況（現事業年度分）



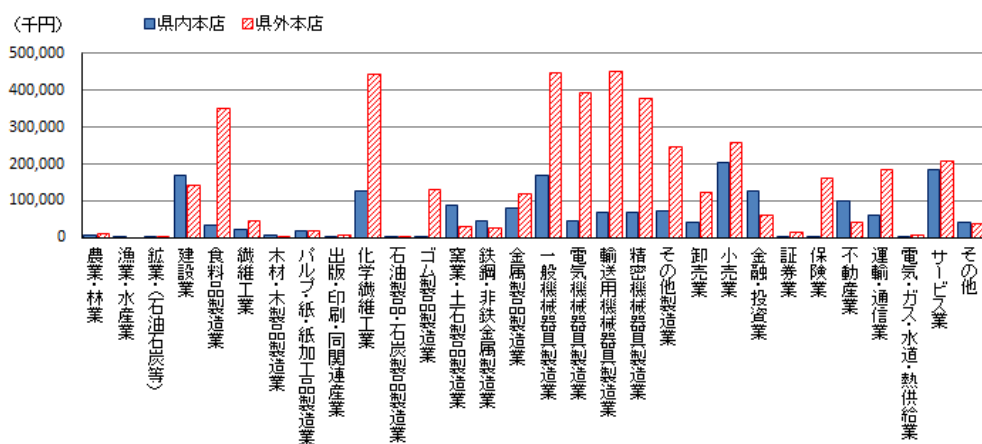
2. 法人県民税法人税割の課税状況

- 平成 30 年度に申告があった 26,766 法人の 43.7% (11,706 法人) が法人税割の課税対象となっている。
- 県内本店法人の 37.1% (8,120 法人)、県外本店法人の 73.2% (3,586 法人) が法人税割の課税対象となっている。
- 調定額 61 億円のうち、県内本店法人分は 18 億円 (29.2%)、県外本店法人分は 43 億円 (70.8%) となっている。

法人税割の課税対象の割合



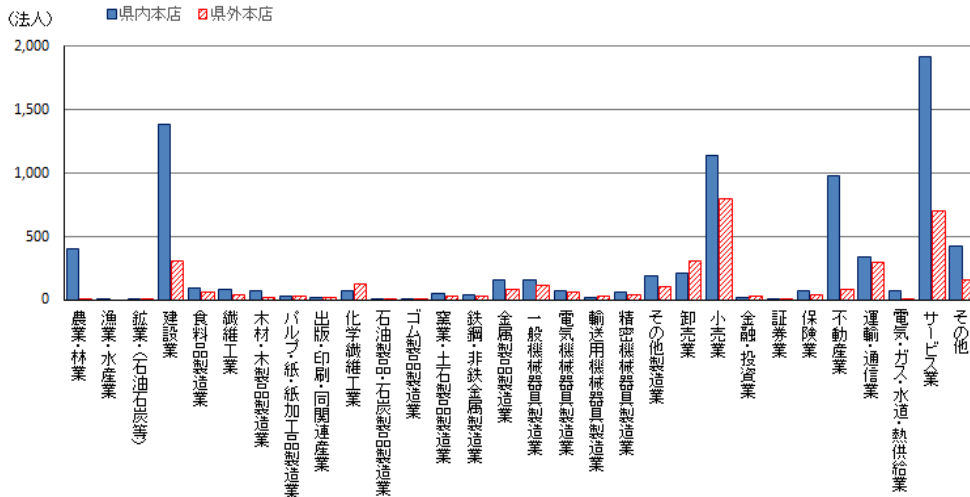
法人税割の調定状況 (現事業年度分)



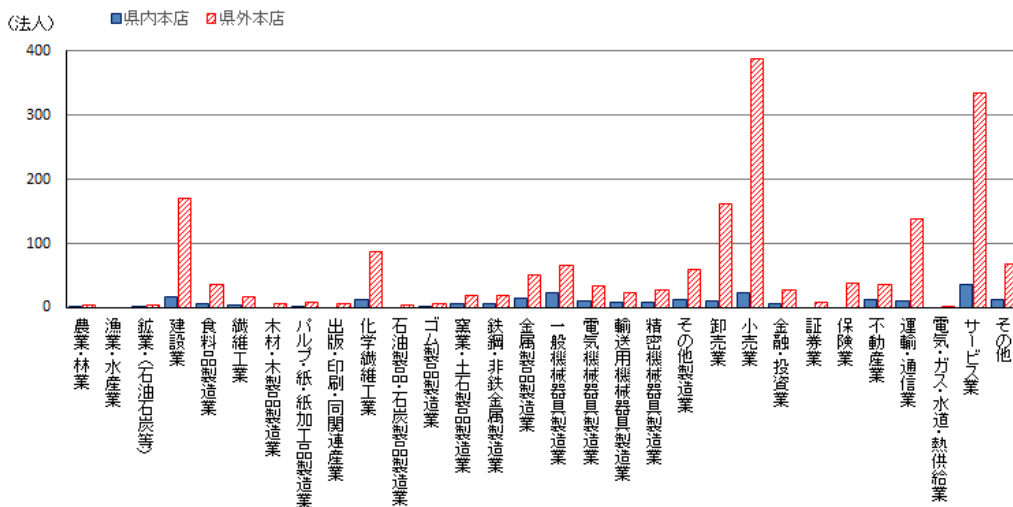
3. 法人県民税法人税割超過課税の状況

- 平成 30 年度に申告があった法人税割の課税対象である 11,706 法人の 18.0% (2,104 法人) が超過課税の対象となっている。
- 県内本店法人の 3.1% (249 法人)、県外本店法人の 51.7% (1,855 法人) が超過課税の対象となっている。
- 法人税割の調定額 61 億円のうち、超過課税対象法人分は 54 億円 (88.6%)、うち超過課税分 11 億円、不均一課税対象法人分は 7 億円 (11.4%) となっている。

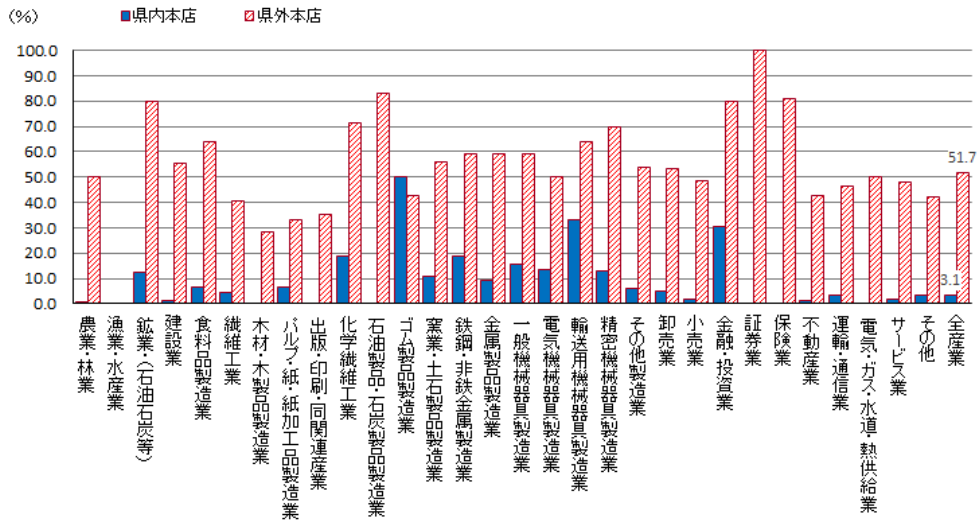
法人税割の課税対象法人数



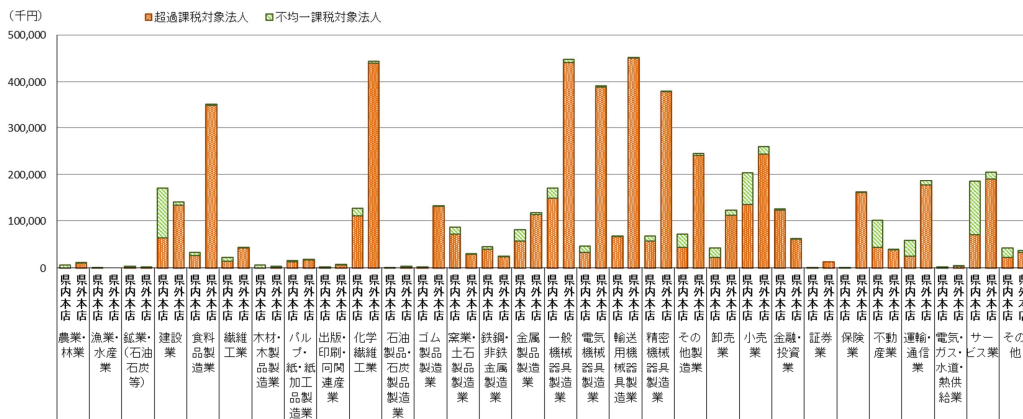
法人税割超過課税の対象法人数



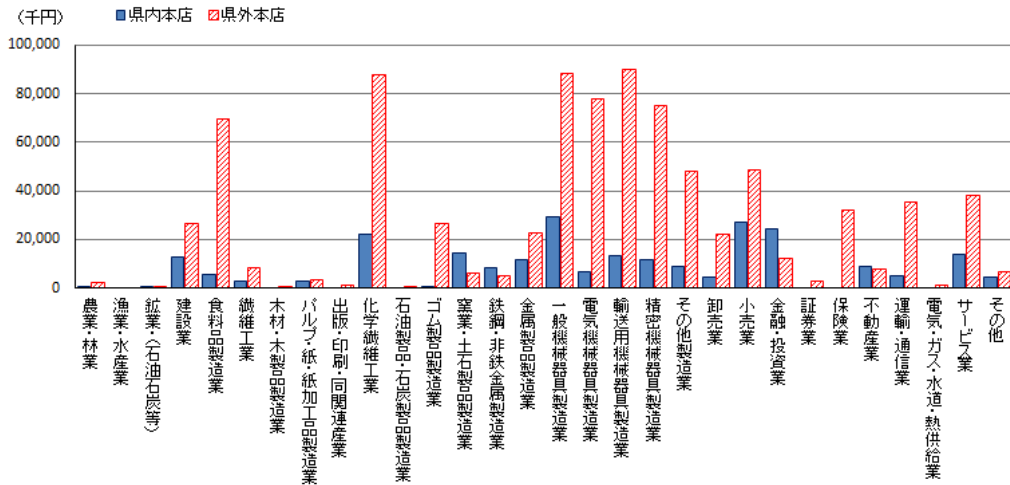
法人税割の課税対象法人における超過課税の割合



法人税割の調定状況（現事業年度分）



法人税割超過課税の調定状況（現事業年度分）



超過課税の要件・税率変更の影響

- 現在、資本金 1 億円超または法人税額年 5,000 万円超としている超過課税の要件や超過課税の税率等を変更した場合の影響法人数および影響額については下表のとおり。
- 超過課税の要件を変更した場合の影響を県内本店法人と県外本店法人別に見ると、影響法人数は県外本店法人が多く、 税金への影響額は県内本店法人が大きい傾向にある。
- 超過課税の要件を変更した場合の影響を業種別に見ると、県内本店法人ではサービス業、建設業、小売業、不動産業などへの影響が大きく、 県外本店法人では小売業、卸売業、サービス業、運輸通信業などへの影響が大きい。

法人税額要件の変更による影響 (単位：法人、百万円)

法人税額要件	影響法人数	税金への影響額
4,000 万円超	112 (37)	+15 (+11)
3,000 万円超	289 (89)	+33 (+24)
2,000 万円超	607 (209)	+59 (+45)
1,000 万円超	1,138 (473)	+92 (+72)

資本金要件の変更による影響 (単位：法人、百万円)

資本金要件	影響法人数	税金への影響額
2 億円超	29 (19)	△2 (△2)
3 億円超	58 (31)	△4 (△3)

税率の変更等による影響 (単位：法人、百万円)

内容	影響法人数	税金への影響額
税率+0.1%	2,104 (249)	+136 (+30)
全て超過課税 (不均一課税廃止)	9,334 (7,845)	+166 (+140)
全て標準税率 (超過課税廃止)	2,104 (249)	△1,085 (△239)

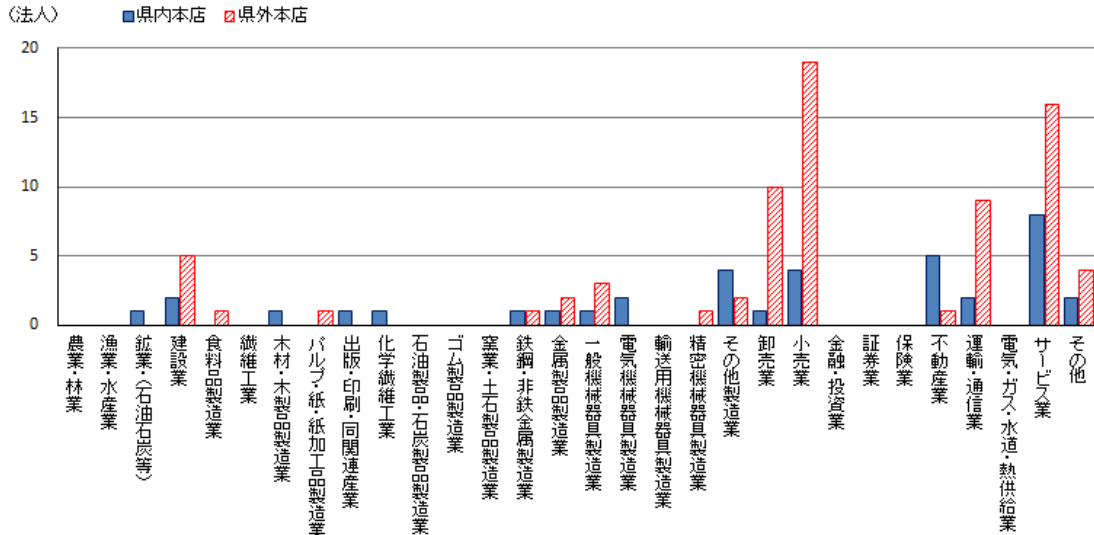
注 1 平成 30 年度の申告状況を基に試算

注 2 括弧書きは県内本店法人分

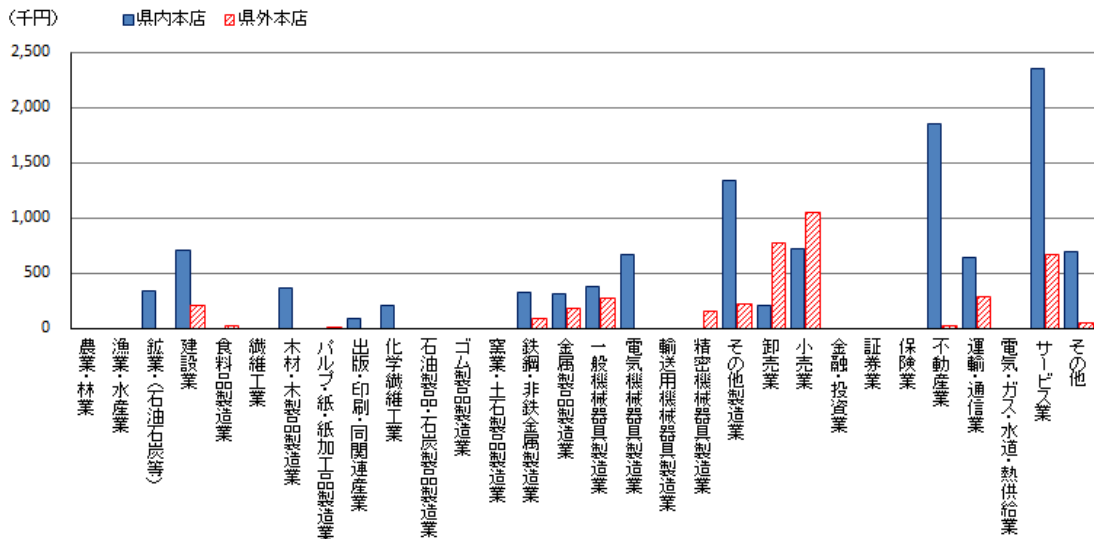
法人税額要件を変更した場合の影響

【資本金 1 億円超・法人税額 4,000 万円超】

◎ 影響法人数

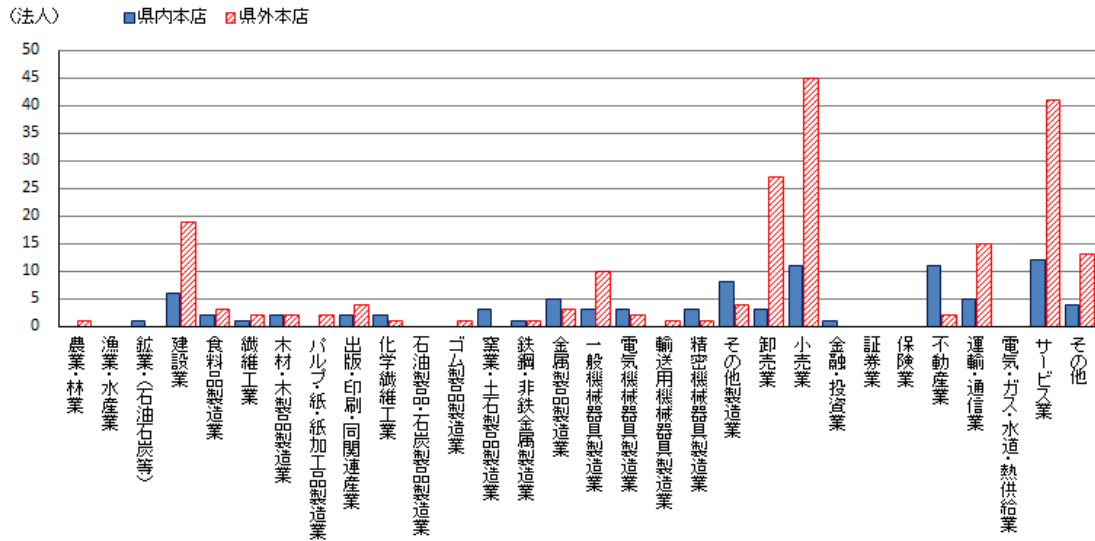


◎ 税収への影響額

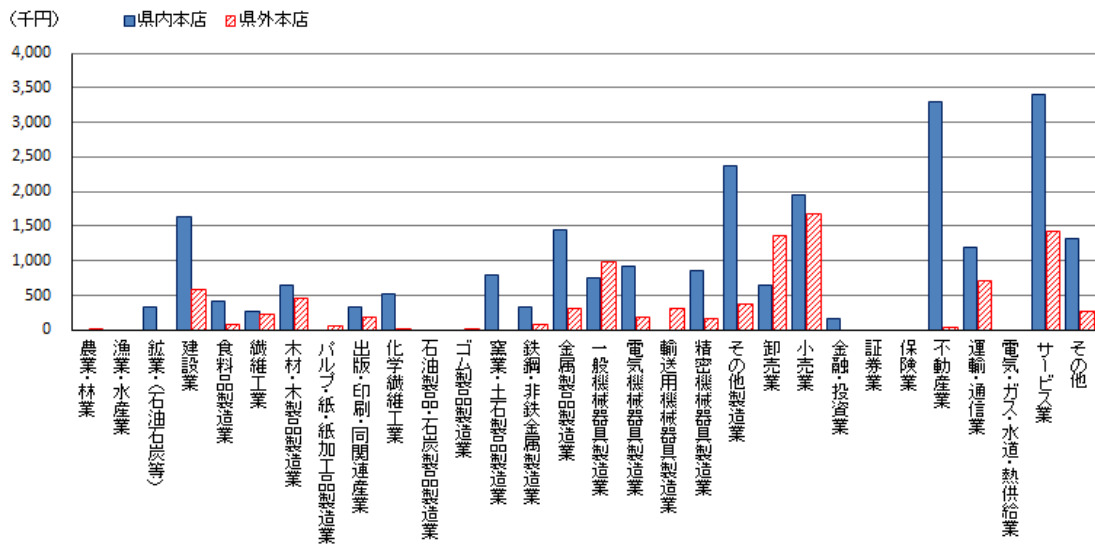


【資本金 1 億円超・法人税額 3,000 万円超】

◎ 影響法人数

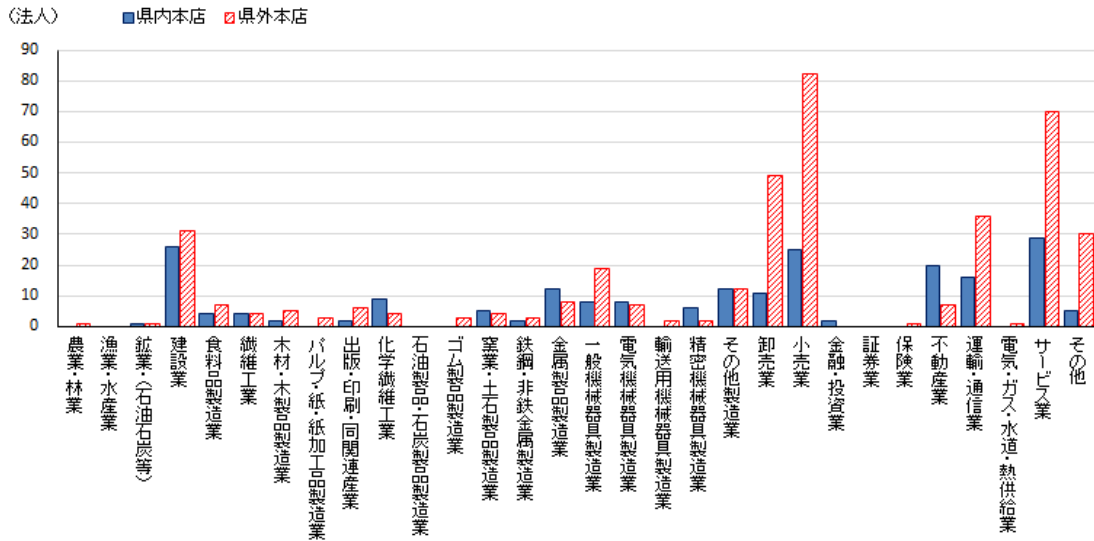


◎ 税収への影響額

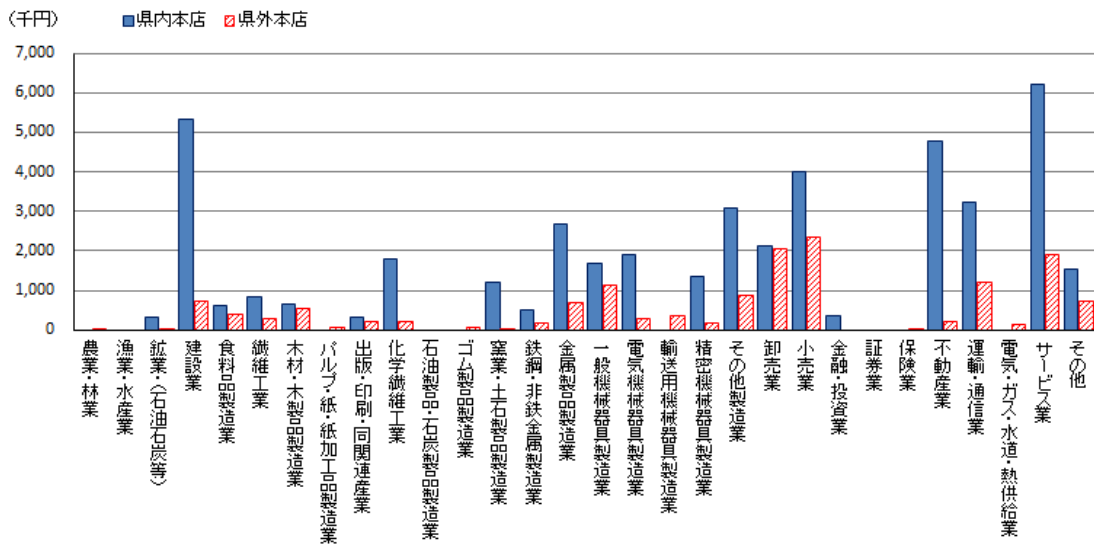


【資本金 1 億円超・法人税額 2,000 万円超】

◎ 影響法人数

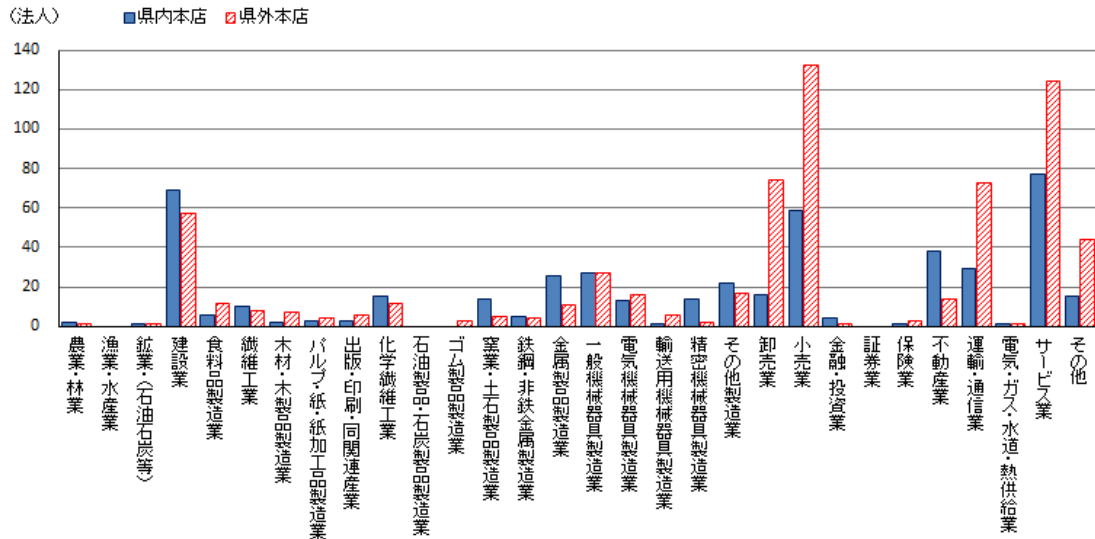


◎ 税収への影響額

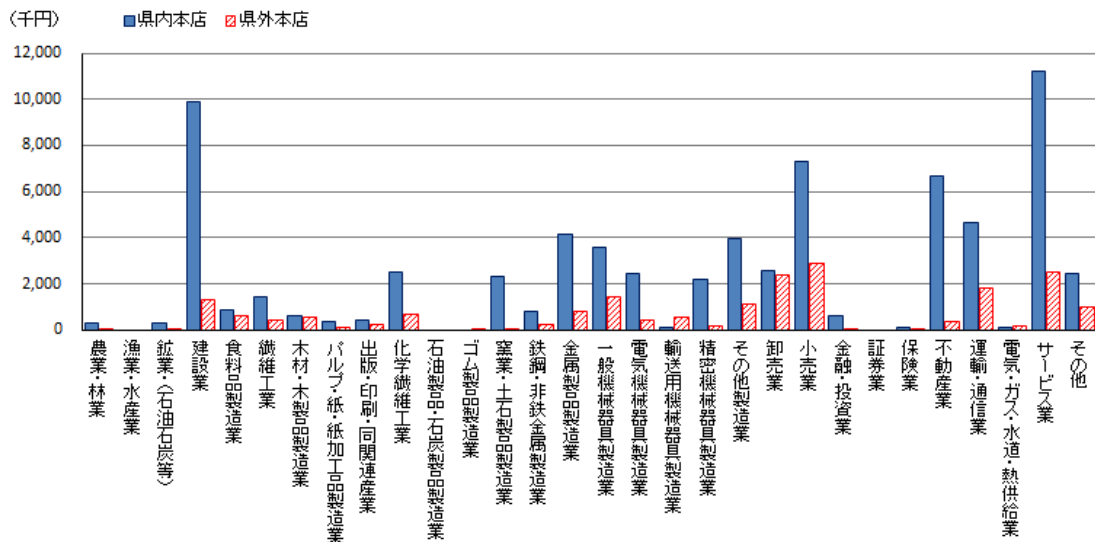


【資本金 1 億円超・法人税額 1,000 万円超】

◎ 影響法人数

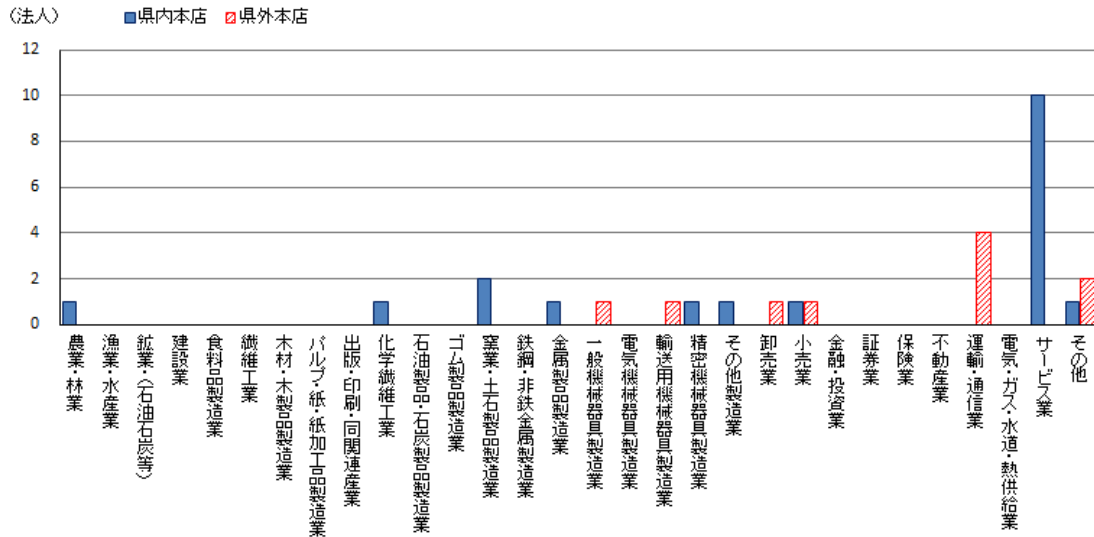


◎ 税収への影響額

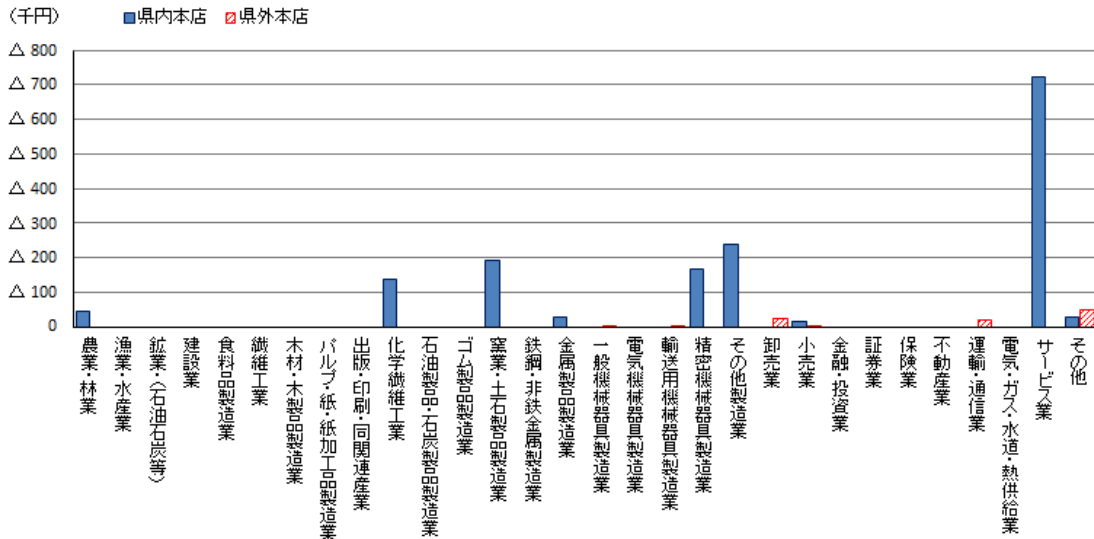


【資本金 2 億円超・法人税額 5,000 万円超】

◎ 影響法人数

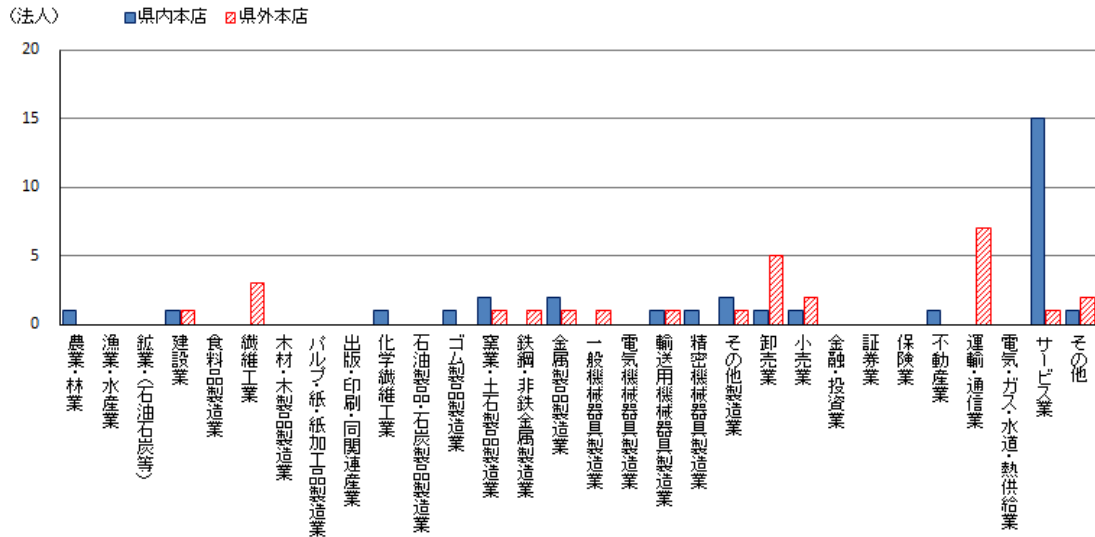


◎ 税収への影響額

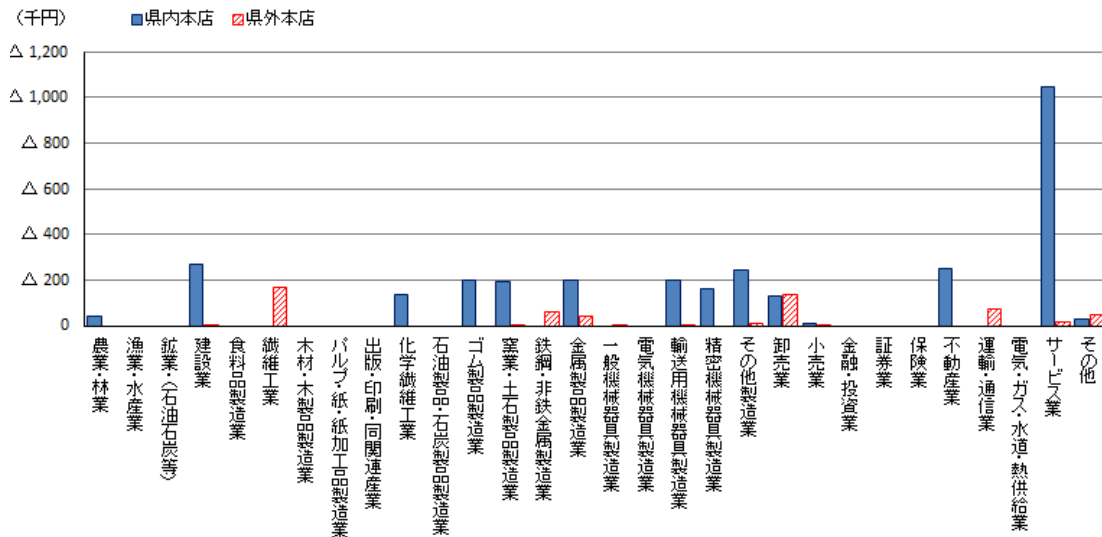


【資本金3億円超・法人税額5,000万円超】

◎ 影響法人数

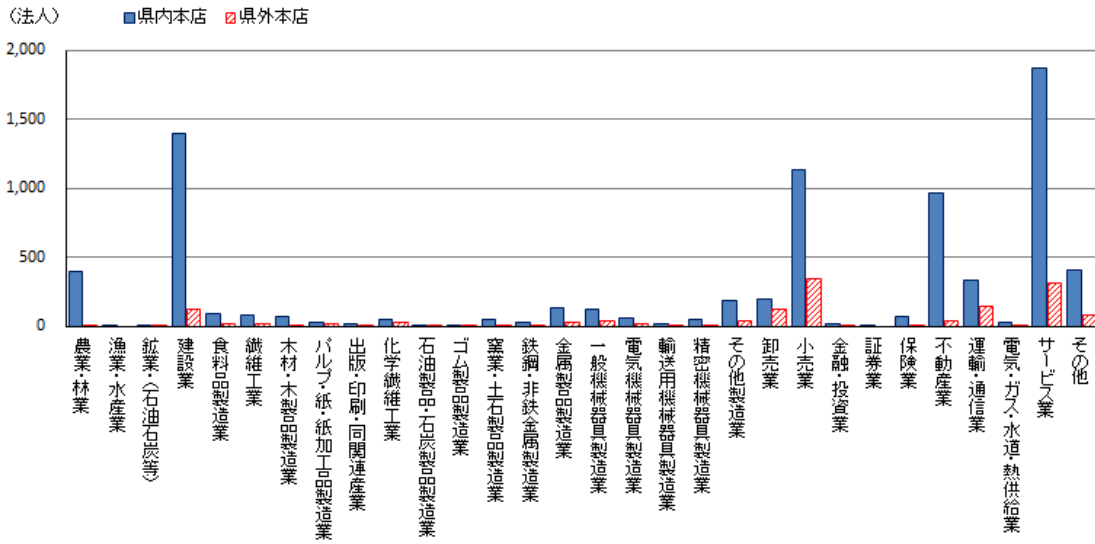


◎ 税収への影響額

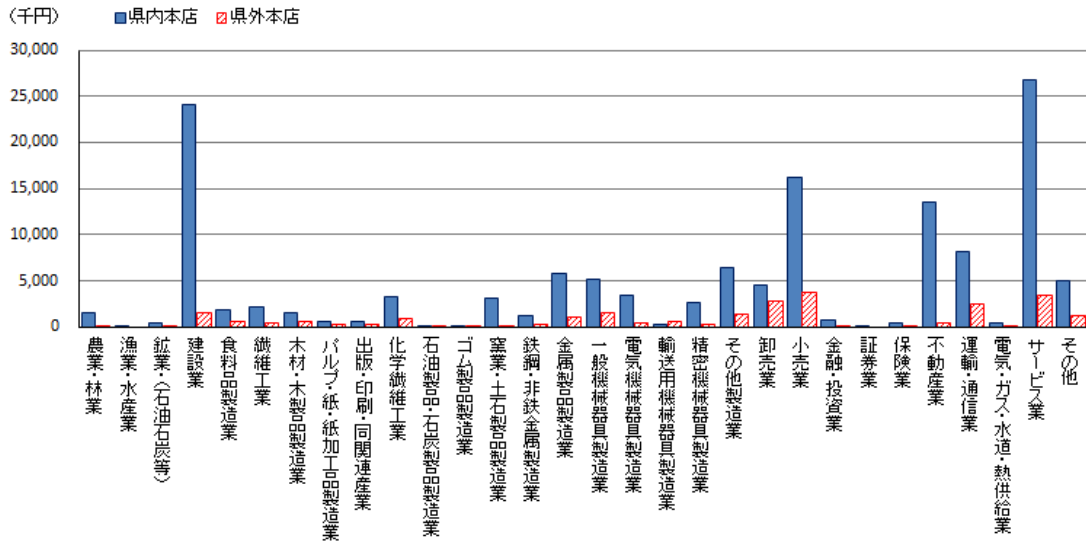


【全て超過課税】

◎ 影響法人数

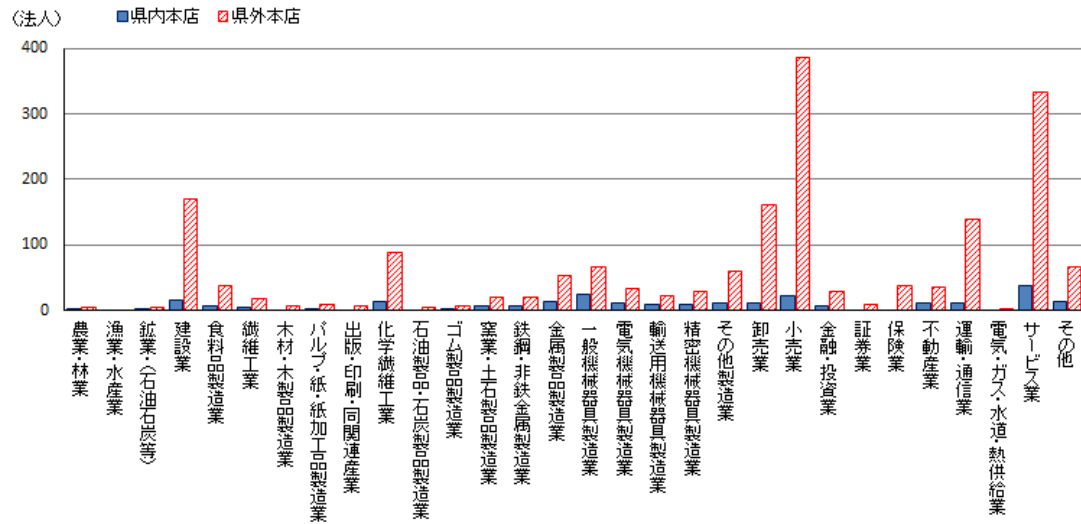


◎ 税収への影響額

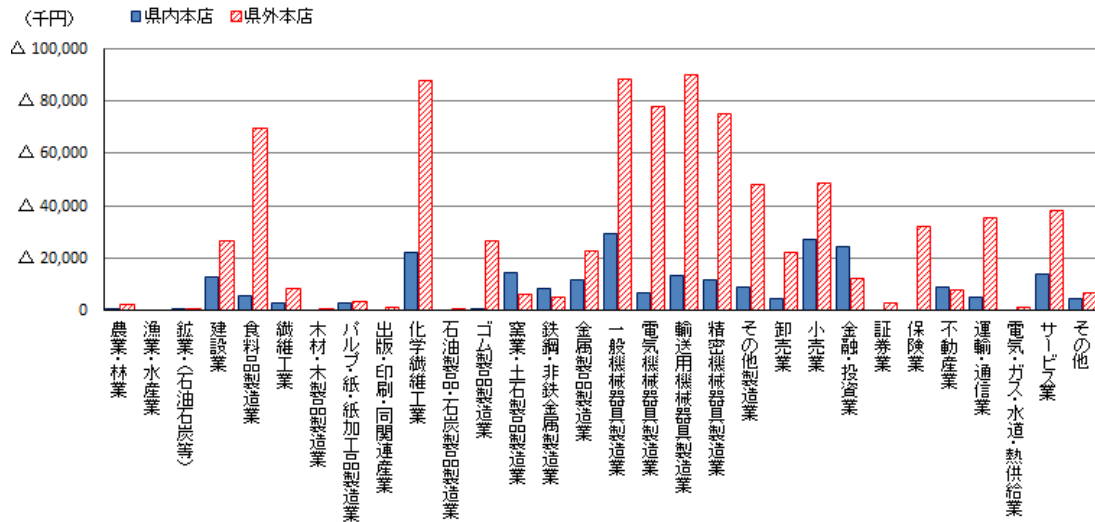


【全て標準税率】

◎ 影響法人数



◎ 税収への影響額



滋賀県の行政サービスによる法人の受益の状況について(試算)

1 概要

- 県が提供する行政サービスは、インフラ整備や産業振興など法人が直接的に受益するものだけでなく、教育や社会福祉など勤労者が安心して働くための環境整備として法人が間接的に受益するものなど多種多様である。
- また、各種行政サービスによる受益の程度は、法人の事業の内容や規模により大きく異なることが想定されるため、受益の状況を具体的に定量化するのは困難である。
- そこで、県が提供する行政サービスは全て薄く広く法人に受益されるものと仮定し、県が1事業所当たりどれだけの支出を行ったかという観点から、法人の受益の程度を試算した。

2 試算方法

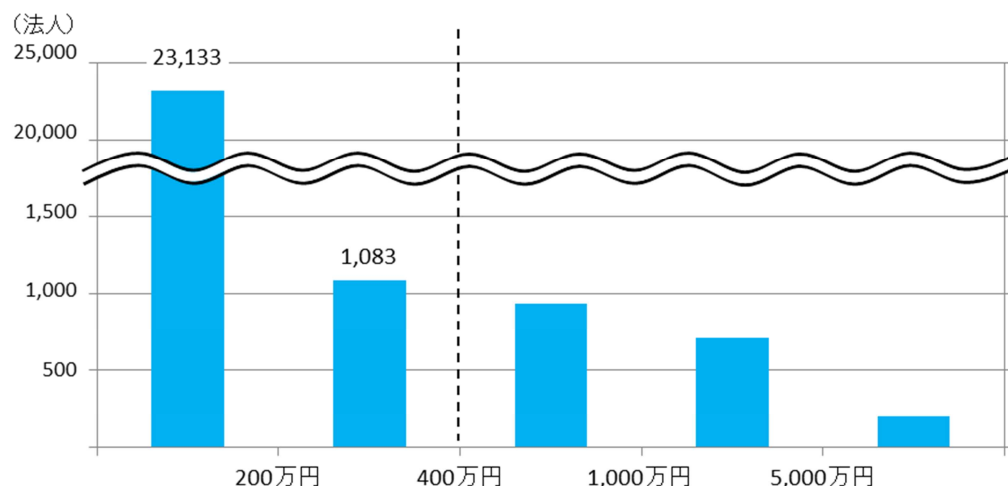
- (1) 個人は人口および個人企業に係る従業者数、法人は法人企業の従業者数に応じて行政サービスを受益すると仮定して、県が提供する行政サービスに対する個人と法人の受益の割合を算出（個人：法人＝73.53：26.47）。
- (2) (1)により算出した法人の受益の割合を滋賀県の平成29年度普通会計歳出決算額（5,082億円）に乗じて法人分支出額を算出（1,345億円）。
- (3) (2)により算出した法人分支出額を事業所数（33,381事業所）で除して1事業所当たり支出額を算出。

3 試算結果

1事業所当たり **約400万円**

※ 1事業所当たり法人二税（地方法人特別税含む）負担額 約200万円

法人二税（地方法人特別税含む）の負担額別法人数



滋賀県による1事業所当たり支出額（平成29年度普通会計ベース）

（単位：千円）

費目	1事業所当たり 支出額	費目	1事業所当たり 支出額
議会費	9	商工費	126
総務費	180	商業費	63
総務管理費	102	工鉱業費	53
企画費	14	観光費	10
徴税費	34	土木費	464
市町村振興費	11	土木管理費	14
選挙費	6	道路橋りょう費	246
防災費	8	河川海岸費	122
統計調査費	3	港湾費	1
人事委員会費	1	都市計画費	73
監査委員費	1	街路費	11
民生費	632	公園費	38
社会福祉費	209	下水道費	22
老人福祉費	258	区画整理費等	2
児童福祉費	156	住宅費	8
生活保護費	9	警察費	238
災害救助費	0	教育費	1,153
衛生費	154	教育総務費	188
公衆衛生費	75	小学校費	334
結核対策費	0	中学校費	199
精神衛生費	5	高等学校費	253
環境衛生費	16	特別支援学校費	98
清掃費	16	社会教育費	42
保健所費	9	保健体育費	19
医薬費	33	体育施設費等	19
労働費	13	学校給食費	0
労政費	8	大学費	20
職業訓練費	4	災害復旧費	9
失業対策費	0	公債費	630
労働委員会費	1	税交付金等	219
農林水産業費	204	合計	4,031
農業費	40		
畜産業費	19		
農地費	71		
林業費	66		
水産業費	8		

注1 試算に用いた人口は平成31年1月1日現在住民基本台帳人口による。

注2 試算に用いた従業者数および事業所数は平成28年経済センサス活動調査による。